

議案第25号

令和5年度和歌山市一般会計補正予算（第10号）

令和5年度和歌山市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,729,505千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160,750,915千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年12月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第10号）

歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び 負担金		290,400	3,700	294,100
	1 負担金	290,400	3,700	294,100
15 国庫支出金		36,779,183	4,976,939	41,756,122
	2 国庫補助金	3,380,854	486,615	3,867,469
	3 国庫交付金	9,034,873	4,490,324	13,525,197
16 県支出金		11,595,065	29,566	11,624,631
	1 県負担金	8,117,694	29,566	8,147,260
22 市債		9,785,700	719,300	10,505,000
	1 市債	9,785,700	719,300	10,505,000
歳入合計		155,021,410	5,729,505	160,750,915

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		11,919,919	△50,442	11,869,477
	1 総務管理費	7,073,311	△50,442	7,022,869
3 民 生 費		73,832,795	3,771,500	77,604,295
	1 社会福祉費	31,176,796	3,771,500	34,948,296
6 商 工 費		4,523,008	586,024	5,109,032
	1 商 工 費	2,744,885	586,024	3,330,909
7 土 木 費		9,780,593	1,214,257	10,994,850
	1 土木管理費	927,272	44,547	971,819
	2 道路橋梁費	3,528,811	595,210	4,124,021
	3 河 川 費	335,986	399,000	734,986
	5 都市計画道路費	847,244	149,000	996,244
	6 公 園 費	577,187	26,500	603,687
9 教 育 費		10,128,983	208,166	10,337,149
	6 社会教育費	2,376,454	208,166	2,584,620
歳 出 合 計		155,021,410	5,729,505	160,750,915

第2表

債務負担行為補正

1 追加 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
青岸エネルギーセンター発電機復旧修繕事業	令和6年度	331,100
合 計		331,100

2 変更 (単位 千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
地方道整備事業(河西橋)	令和6年度 } 令和7年度	1,268,543	令和6年度 } 令和7年度	828,124
合 計		1,268,543		828,124

(単位 千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
コミュニティセンター建設事業	令和6年度	1,019,073	令和6年度	654,051
合 計		1,019,073		654,051

第3表

地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路施設改善事業	671,000	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	694,200	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
地方道整備事業	728,700	〃	〃	〃	926,200	〃	〃	〃
交通安全施設整備事業	4,500	〃	〃	〃	34,400	〃	〃	〃
準用河川改修事業	68,200	〃	〃	〃	334,200	〃	〃	〃
街路事業	403,700	〃	〃	〃	478,200	〃	〃	〃
公園施設整備事業	115,500	〃	〃	〃	129,300	〃	〃	〃
コミュニティセンター建設事業	135,900	〃	〃	〃	250,300	〃	〃	〃
計	9,785,700				10,505,000			

議案第26号

令和5年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,171千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,106,471千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		29,436,930	6,171	29,443,101
	2 県交付金	29,371,193	6,171	29,377,364
歳入合計		40,100,300	6,171	40,106,471

歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		544,066	6,171	550,237
	1 総務管理費	544,066	6,171	550,237
歳出合計		40,100,300	6,171	40,106,471

議案第27号

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和歌山市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条の3」を「第17条の4」に改める。

第7条の3中「及び第15条の2の2」を「、第15条の2の2及び第15条の2の3」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「及び国民健康保険保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険保険給付費等交付金」に改める。

第9条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第11条の6の2中「及び第15条の2の2」を「、第15条の2の2及び第15条の2の3」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第11条の7中「第15条」の次に「及び第15条の2の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」を加える。

第14条第1項中「）となつた」を「）となり、若しくは特例対象被保険者等ではなくなつた」に、「若しくは減少した場合（」を「又は減少した場合（」に改め、「又は特例被保険者等となつた場合」を削り、「、第11条の8」を「若しくは第11条の8」に、「に定める額若しくは同条第4項若しくは」を「（同条第4項又は」に、「同条第1項各号」を「場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第15条の2の2第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第11条若しくは第11条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第15条の2の2第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第15条の2の3第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に、「若しくは特例対象被保険者等となつた」を「若しくは特例対象被保険者等となり、若しくは特例対象被保険者等ではなくなつた」に改め、同条第2項中「若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第15条の2の2第1項に定める第11条若しくは第11条の5の

基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第15条の2の2第4項第1号に定める額、第15条の2の3第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に改める。

第15条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第15条の2の2第1項及び第4項中「保険料額」を「保険料率」に改める。

第5章中第15条の2の3を第15条の2の4とし、第15条の2の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第15条の2の3 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第17条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 第11条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第11条第2項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
 - 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の6」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の6の5」と読み替えるものとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎

賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の8」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の10」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第15条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第15条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第11条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第11条第2項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の6」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、第6項中「第11条」とあるのは「第11条の6の5」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の8」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第6項中「第11条」とあるのは「第11条の10」と読み替えるものとする。

第5章中第17条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第17条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第15条の2の3の規定は、令和5年度分の国民健康保険の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。